

土地利用型園芸メガ産地育成強化事業実施要領

制定 令和6（2024）年4月1日生振第24号

第1 趣旨

主食用米の急激な需要減少が進む中、本県農地の8割を占める水田において、需要のある露地野菜への作付転換を促進し、収益力の向上を図っていくためには、実需者ニーズに柔軟に対応し、価格交渉で有利となる50ha規模の園芸メガ産地の育成を進めていくことが必要である。

このため、産地の大規模化に向けた取組を定めた「園芸メガ産地づくり構想」（以下、構想という。）を策定した産地に対し、農地の集積・集約化の促進や新たな作型の導入等に加え、販路確保等の課題解決に向けた複数産地の連携による取組などを支援する。

第2 事業の内容等

この要領により実施する事業の内容、事業実施主体及び補助率等は、別表のとおりとする。

第3 事業実施手続き

事業実施主体等は事業実施の手続きを次のとおり行うものとする。

1 事業実施計画の申請等

(1) 事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、事業実施計画書（様式1-1別添1、2）を作成し、別記のとおり承認を受けた構想を添付の上、様式1-1により、関係市町長に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、関係市町長と協議の上、事業実施主体は事業の実施計画を、市町長を経由せずに農業振興事務所に申請し、その承認を受けることができるものとする。また、農業振興事務所の範囲が2以上となる場合は、構想を承認した農業振興事務所に申請し、その承認を受けることができるものとする。

(2) 市町長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると見込める場合には、様式2-2により、関係農業振興事務所に申請し、その承認を受けるものとする。

(3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業を実施しようとするときは、事業実施計画（様式1-1別添1、2）を作成し、別記のとおり承認を受けた構想を添付の上、様式1-2により、知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 農業振興事務所長は、1の(1)又は(2)により提出された当該事業実施計画が、構想に即した取組であり、別表の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合に、これを承認するものとする。

(2) 知事は1の(3)により提出された事業実施計画が、別表の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると認められる場合に、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、第3の1及び2に準じて行う。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業実施地区の変更

- (3) 事業の廃止
- (4) 事業実施主体ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業実施主体ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

第4 事業実施年度の事業実績の報告

- 1 事業実施主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、事業実績書（様式1-1別添1、2）を作成し、様式1-1により、第3の1の(1)で申請した市町長又は農業振興事務所長に報告するものとする。
- 2 市町長は、事業実施主体から事業実績の報告があった場合には、様式1-2により農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 全国農業協同組合連合会栃木県本部が事業実施主体となる場合は、様式1-2により知事に報告するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、実施状況報告を作成し、下表のとおり報告するものとする。実施状況報告には、実績を記載した構想（別記様式1別添）を添付するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式2※	計画承認申請先と同じ	当該年度の4月末日

※知事申請事業の場合は様式2-2、それ以外は様式2-1

- 2 市町長は、事業実施主体から事業実施状況報告があった場合には、実施状況を取りまとめの上、様式2-2により5月末日までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、事業実施状況の報告を受けた場合には、実施状況報告書の写しを速やかに知事に提出するとともに、その内容を検討し、事業の目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第6 実施体制及び指導推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、収入保険制度や価格安定事業への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関の連携のもと、次の推進体制を整備する。

(1) 県段階

県は、市町や農業団体などを構成員とする支援体制を整備し、関係団体等との密接な連携のもと、事業の実施等について、推進・指導に当たるものとする。

(2) 市町段階

市町は、関係団体等との密接な連携を図り、事業の実施等について、推進・指導に当たるものとする。

第7 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和6（2024）年4月1日付け生振第24号）

- 1 この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和12（2030）年3月31日をもって、その効力を失う。
- 3 土地利用型園芸メガ産地育成事業実施要領（令和3（2021）年4月1日生振第34号）は廃止する。
- 4 前項の規定により廃止した土地利用型園芸メガ産地育成事業実施要領に基づく事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。

別記

園芸メガ産地づくり構想について

1 構想の策定・承認申請等

- (1) 基本構想の策定主体は、市町、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、¹認定農業者、²実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部とする。
- (2) 策定主体は、価格競争力のある50ha規模の園芸メガ産地を目指す取組等を定めた構想（別記様式1別添）を策定し、別記様式1により農業振興事務所長（全国農業協同組合連合会栃木県本部にあっては知事）に申請し、その承認を受けるものとする。また、産地の範囲が2以上の農業振興事務所となる場合には、関係農業振興事務所と協議の上、申請する農業振興事務所を決定するものとする。
- (3) 構想の目標は次のとおりとする。
 - ア 構想の目標年度において、露地野菜の作付面積が概ね50ha以上であること又は露地野菜の販売額が概ね250,000千円以上であること。なお、露地野菜の生産拡大に当たっては積極的に水田を活用すること。
 - イ 園芸メガ産地づくりに向けた実行性を有すること。
- (4) 目標年度は策定年度の翌々年度とする。

2 構想の承認

- (1) 知事又は農業振興事務所長は、1の(1)により提出された構想が、1の(2)を満たし、かつ、目標の達成が確実であると認められる場合には、これを承認するものとする。
- (2) 農業振興事務所長は、承認した構想を知事に提出するとともに、関係市町に送付するものとする。

3 構想の変更

次に掲げる事項の変更は、1及び2に準じて行う。

- (1) 策定主体の変更
- (2) 策定地区の変更
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事又は農業振興事務所長が重要と認める変更

4 構想の達成状況

- (1) 策定主体（全国農業協同組合連合会栃木県本部を除く。）は、構想の承認年度から目標年度までの間、毎年度、目標の達成状況を別記様式2により、当該年度の4月末までに農業振興事務所長に報告するものとする。
- (2) 農業振興事務所長は、(1)の報告を受けた場合には、達成状況報告の写しを速やかに知事に提出する。
- (3) 全国農業協同組合連合会栃木県本部が策定主体となる場合は、構想の承認年度から目標年度までの間、毎年度、目標の達成状況を別記様式2により、当該年度の4月末までに知事に報告するものとする。
- (4) 要領第5に基づく実施状況報告書の提出をもってこれに代えることができる。

別表 採択要件及び助成対象経費

事業名	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費
土地利用型 園芸メガ産 地育成強化 事業	園芸メガ産地を育成するための取組に要する経費を助成する。	市町 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 認定農業者 ³⁾ 実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体 ³⁾ 市町農業公社 ⁴⁾ 全国農業協同組合連合会栃木県本部	以下の要件を全て満たすものであること 1 構想の承認を受けた地区における取組であること 2 構想に沿った取組であること	1/2以内	園芸メガ産地づくりに向けた以下に掲げる経費 1 農地の集積・集約化、産地間連携の検討等に係る経費 2 大型機械のレンタル等に係る経費 3 分業化の支援等に係る経費 4 新たな作型の導入、土壌改良資材の購入等に係る経費 5 ほ場管理・販売管理システムの導入等に係る経費 6 労働力の融通や共同配送の試験的な取組に係る経費 7 その他目的達成のために必要な取組について農業振興事務所長が認める経費

※1)「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。

2)「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、かつ、同一世帯ではない3名以上の者で構成する法人をいう。

3) 法人化している経営体又は5年以内の法人化を目指す経営計画を策定する経営体に限る。

4)「市町農業公社」とは、市町が出資しており、農業振興を目的として設立された法人をいう。